

## 実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること
--------------	--------------------------------

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	2	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること
施策目標	2-2	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること
個別目標 1	放課後児童クラブの登録児童数を拡大すること	
	※重点評価課題16（少子化社会対策に関連する子育て支援サービス） （評価対象事務事業）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業</li> <li>・児童厚生施設等整備</li> <li>・放課後子ども環境整備事業</li> </ul>	
個別目標 2	中・高校生等と乳幼児のふれあう機会を確保すること	
	（評価対象事務事業）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童ふれあい交流促進事業</li> </ul>	
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1 目的等 次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、以下のような必要なサービスを提供する。		
① 放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保		
② 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の確保		
2 根拠法令等		
○児童手当法（昭和46年法律第73号）		
○児童福祉法（昭和22年法律第164号）		
主管部局・課室	厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課	
関係部局・課室	—	

## 2. 現状分析（施策の必要性）

<p>少子化や、核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能の低下等に伴う育児の負担感の増大、多様な人間関係を経験する機会の減少など、こどもや家庭を取り巻く環境が変化している。このため、地域のニーズを踏まえた子どもの健全育成及び資質の向上に必要なサービスを提供することが課題となっている。</p>
---

## 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	放課後児童クラブの提供割合(単位:%) (対象児童の32%に提供/平成22年度)かつ、(前年以上/平成20年度)	14.9 【-】	16.3 【-】	17.7 【-】	19.0 【-】	20.2 【106%】
2	児童ふれあい交流促進事業の実施か所数(単位:か所) (前年度比増加/平成21年度)	198 【-】	185 【-】	181 【-】	171 【-】	162 【-】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ(各年5月1日現在)及び文部科学省「学校基本調査」(各年5月1日現在)による。 ・指標2は、雇用均等・児童家庭局育成環境課調べによる。						
参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	放課後児童クラブの登録児童数(小学校1年~3年)(単位:人)	530,968	585,037	631,877	674,932	714,070
2	学年別児童数(小学校1年~3年)(単位:人)	3,573,865	3,591,849	3,572,519	3,557,400	3,527,234
3	放課後児童クラブの設置か所数(単位:か所)	14,457	15,184	15,857	16,685	17,583
・参考統計1・3は、雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ(各年5月1日現在)による。 ・参考統計2は、文部科学省「学校基本調査」(各年5月1日現在)による。						
施策目標の評価						
<p>【有効性の観点】 児童の健全育成及び資質の向上については、「子ども・子育て応援プラン」、「放課後子どもプラン」、「新待機児童ゼロ作戦」等に基づき、関連施策の充実を図っているところである。放課後児童クラブの提供割合(小学校1年~3年の放課後児童クラブの登録児童数/小学校1年~3年の学年別児童数)を見ると、平成16年の14.9%から平成20年には20.2%と5.3ポイント増加しており、放課後児童に対する適切な遊び及び生活の場が適切に提供されており、有効であると評価できる。こうした傾向は、昨年2月に「新待機児童ゼロ作戦」を策定し、その目標達成に必要なクラブ数の運営費の確保や整備費単価の大幅な増など、必要な予算を計上していることなどから、今後も着実に伸びていくものと考えられるが、当該提供割合を平成22年度までに32%にするという目標を達成するためには、引き続き、放課後児童クラブの登録児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置が必要である。</p> <p>また、児童ふれあい交流促進事業の実施か所数については市町村合併等のため若干の減少傾向にあるが、中・高校生等と乳幼児のふれあう機会を持つことは、将来の子育ての貴重な予備体験となり、また虐待予防にも資する効果があることから、有効であると評価できる。</p> <p>【効率性の観点】 当該事業の運営においては、地域の実情に応じ民間活力を活かした事業を展開しており、また、事業の実施場所についても既存施設を活用するなど、効率的に必要なとされるサービスの提供が行われているものと評価できる。</p> <p>【総合的な評価】 上記のとおり、有効性や効率性を考慮しながら必要とされるサービスの提供が一定程度行われているものと評価できるが、放課後児童クラブにおいては、量的拡充等が課題となっており、引き続き、登録児童数の増加等に必要な、ソフト面及びハード面での支援措置が必要である。</p>						

## 4. 個別目標に関する評価

個別目標1						
放課後児童クラブの登録児童数を拡大すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	放課後児童クラブの提供割合(単位:%) (対象児童の32%に提供/平成22年度)かつ、(前年以上/平成20年度) ※施策目標に係る指標1と同じ	14.9 【-】	16.3 【-】	17.7 【-】	19.0 【-】	20.2 【106%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ(各年5月1日現在)及び文部科学省「学校基本調査」(各年5月1日現在)による。						
個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>放課後児童クラブについては、平成16年からの4年間で、設置か所数が約3千か所の増加、登録児童数が約18万人の増加、対象児童に対する提供割合が5.3%の増加が図られており、各地域ごとに住民のニーズに応じた対応が有効に図られてきたと評価できる。また、実施場所については、学校の余裕教室、児童館、学校敷地内の専用施設などの地域の社会資源を有効に活用して実施している地域が多く、また、事業の運営主体についても半数以上が民間であり、民間の活力を活かして実施している効率的な事業であると評価できる。</p> <p>また、保護者のニーズ把握、供給量・内容がニーズに的確に対応しているかなど、平成19年度重要対象分野で指摘のあった課題については、各市町村において今年度中に次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画を策定することとなり、当該行動計画の策定に際しては、女性の就業率の高まり等による潜在需要を把握するニーズ調査を実施することとしている。</p>						
参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	放課後児童クラブの登録児童数 (小学校1年~3年)(単位:人)	530,968	585,037	631,877	674,932	714,070
2	学年別児童数(小学校1年~3年) (単位:人)	3,573,865	3,591,849	3,572,519	3,557,400	3,527,234
3	放課後児童クラブの設置か所数 (単位:か所)	14,457	15,184	15,857	16,685	17,583
(調査名・資料出所、備考)						
・参考統計1・3は、雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ(各年5月1日現在)による。						
・参考統計2は、文部科学省「学校基本調査」(各年5月1日現在)による。						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名	放課後児童健全育成事業					
平成20年度 予算額等	16,331百万円(補助割合:[国1/3][都道府県1/3][市区町村1/3]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )					
平成20年度 決算額	-百万円 ☆他事業と一体で予算執行					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人					

その他 (NPO 法人、保護者会等)					
事業の概要・必要性 (事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。					
政府決定・重要施策との関連性					
平成20年2月に策定した「新待機児童ゼロ作戦」において、対象児童に対する放課後児童クラブ (小学1年～3年) の提供割合を19%から60%とすることを10年後 (平成29年度) の目標としている。					
事業 (予算) 実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移 (補正後) (百万円)	(8,700) 8,700	(9,511) 9,511	(11,191) 11,191	(14,036) 14,036	(16,331) 16,331
予算上事業数等 ・運営費交付クラブ数 (か所)	12,400 -	13,200 -	14,100 -	19,100 -	19,100 -
事業実績数等 ・運営費交付クラブ数 (か所)	12,188 -	12,460 -	13,171 -	14,241 -	15,388 -
実施状況の評価と今後の課題 (改善点については期限を示す。)					
放課後児童クラブについては、平成16年からの4年間で、設置か所数が約3千か所の増加、登録児童数が約18万人の増加、対象児童に対する提供割合が5.3%の増加が図られており、各地域ごとに住民のニーズに応じた対応が有効に図られてきたと評価できる。また、実施場所については、学校の余裕教室、児童館、学校敷地内の専用施設などの地域の社会資源を有効に活用して実施している地域が多く、また、事業の運営主体についても半数以上が民間であり、民間の活力を活かして実施している効率的な事業であると評価できる。なお、当該提供割合を平成22年度までに32%にするという目標を達成するためには、引き続き、放課後児童クラブの登録児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置が必要である。					
事務事業名	児童厚生施設等整備				
平成20年度 予算額等	1,249百万円 (補助割合: [国1/3][都道府県1/3][市区町村1/3]) 一般会計、 <u>年金特会</u> 、 <u>労働保険特会</u> 、その他 ( )				
平成20年度 決算額	1,079百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、 <u>検疫所</u> 都道府県、 <u>市区町村</u> 、独立行政法人、 <u>社会福祉法人</u> 、 <u>公益法人</u> その他 ( )				
事業の概要・必要性 (事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設費を補助することにより、放課後児童クラブの登録児童数の拡大に資するものである。					
政府決定・重要施策との関連性					
平成20年2月に策定した「新待機児童ゼロ作戦」において、対象児童に対する放課後児童クラブ (小学1年～3年) の提供割合を19%から60%とすることを10年後 (平成29年度) の目標としている。					
事業 (予算) 実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移 (補正後) (百万円)	-	698	672	699	1,249
予算上事業数等 ・創設費交付クラブ 数 (単位: か所)	-	155	155	165	300
事業実績数等 ・創設費交付クラブ 数 (単位: か所)	-	113	134	230	292
実施状況の評価と今後の課題 (改善点については期限を示す。)					
放課後児童クラブについては、平成16年からの4年間で、設置か所数が約3千か所の増加、登録児童数が約18万人の増加、対象児童に対する提供割合が5.3%の増加が図られており、各地域ごとに住民のニーズに応じた対応が有効に図られてきたと評価できる。また、実施場所については、学校の余裕教室、児童館、学校敷地内の専用施設					

などの地域の社会資源を有効に活用して実施している地域が多く、また、事業の運営主体についても半数以上が民間であり、民間の活力を活かして実施している効率的な事業であると評価できる。なお、当該提供割合を平成22年度までに32%にするという目標を達成するためには、引き続き、放課後児童クラブの登録児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置が必要である。

事務事業名	放課後子ども環境整備事業				
平成20年度 予算額等	1,115百万円（補助割合：[国1/3][都道府県1/3][市区町村1/3]） 一般会計、 <u>年金特会</u> 、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	-百万円 ☆他事業と一体で予算執行				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（NPO法人、保護者会等）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
学校の余裕教室等を改修して、放課後児童クラブ室を設置する際の改修費等を補助することにより、放課後児童クラブの登録児童数の拡大に資するものである。					
政府決定・重要施策との関連性					
平成20年2月に策定した「新待機児童ゼロ作戦」において、対象児童に対する放課後児童クラブ（小学1年～3年）の提供割合を19%から60%とすることを10年後（平成29年度）の目標としている。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	-	152	152	1,115	1,115
予算上事業数等 ・改修費交付クラブ施設数（か所）	-	120	120	85	85
事業実績数等 ・改修費交付クラブ施設数（か所）	-	101	171	198	228
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
放課後児童クラブについては、平成16年からの4年間で、設置か所数が約3千か所の増加、登録児童数が約18万人の増加、対象児童に対する提供割合が5.3%の増加が図られており、各地域ごとに住民のニーズに応じた対応が有効に図られてきたと評価できる。また、実施場所については、学校の余裕教室、児童館、学校敷地内の専用施設などの地域の社会資源を有効に活用して実施している地域が多く、また、事業の運営主体についても半数以上が民間であり、民間の活力を活かして実施している効率的な事業であると評価できる。なお、当該提供割合を平成22年度までに32%にするという目標を達成するためには、引き続き、放課後児童クラブの登録児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置が必要である。					

個別目標2						
中・高校生等と乳幼児のふれあう機会を確保すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	児童ふれあい交流促進事業実施か所数（単位：か所） （前年度比増加／平成21年度） ※施策目標に係る指標2と同じ （調査名・資料出所、備考）	198 【-】	185 【-】	181 【-】	171 【-】	162 【-】

・指標1は、雇用均等・児童家庭局育成環境課調べによる。					
個別目標2に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）					
児童ふれあい交流促進事業は市町村合併等により若干の減少傾向にあるが、中・高校生等と乳幼児がふれあう機会を持つことは、中・高校生等の健全育成を図るとともに、将来の子育ての貴重な予備体験となり、また、育児不安を原因とする虐待の予防にも資する効果があり、有効であると評価できる。また、本事業は、地域で子育て支援活動を展開するNPO法人等に事業を委託することで、地域の実情に応じたきめ細かいサービスを提供しており、効率的であると評価できる。					
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	児童ふれあい交流促進事業				
平成20年度 予算額等	160百万円（補助割合：[国1/3][都道府県1/3][市区町村1/3]） 一般会計、 <u>年金特会</u> 、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	-百万円 ☆他事業と一体で予算執行				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、 <u>市区町村</u> 、独立行政法人、社会福祉法人、 <u>公益法人</u> その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
小学校高学年、中学生及び高校生が乳幼児と交流する機会を持つことにより、中・高校生等の健全育成を図るとともに、将来の子育ての貴重な予備体験となることで、育児不安を原因とする虐待の予防を目的とする。また、こうした事業を通じて、地域の中・高校生等と子育て中の親子、学校・児童館など地域のつながりの構築も目指す。					
政府決定・重要施策との関連性					
「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）において、「すべての保育所、児童館、保健センターにおいて受入を推進」することとされている。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	280	280	280	160	160
予算上事業数等 ・事業実施市町村数 （単位：か所）	700	700	700	400	400
事業実績数等 ・事業実施市町村数 （単位：か所）	198	185	181	171	162
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
児童ふれあい交流促進事業は市町村合併等により若干の減少傾向にあるが、中・高校生等と乳幼児がふれあう機会を持つことは、中・高校生等の健全育成を図るとともに、将来の子育ての貴重な予備体験となり、また、育児不安を原因とする虐待の予防にも資する効果があり、有効であると評価できる。また、本事業は、地域で子育て支援活動を展開するNPO法人等に事業を委託することで、地域の実情に応じたきめ細かいサービスを提供しており、効率的であると評価できる。なお、予算事業数については、事業実績数を反映し減少としているが、上記理由により、事業実績数を増加させて行くことが必要である。					

## 5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率		
指標1	目標達成率	106%
指標2	目標達成率	-%
----- （目標達成率を算定できない場合、その理由） 指標2については、達成水準が「前年度比増加／平成21年度」となっているため。		

## 2 評価結果の政策への反映の方向性

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）  
 ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）  
 (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討  
 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施  
 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討  
 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

-----  
 (理由)

放課後児童クラブについては「新待機児童ゼロ作戦」等を踏まえ、その目標達成に必要なクラブ数の運営費の確保や整備費単価の大幅な増など、これまでも予算の拡充等を行ってきたところであり、引き続き、放課後児童クラブの登録児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置を図ることとしている。

## 3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）

(施策目標に係る指標)

- i 指標の変更を検討  
 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

(個別目標に係る指標)

- i 指標の変更を検討  
 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

-----  
 (理由)

## 6. 特記事項

## ①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当

- (1) 有・無  
 (2) 具体的記載

## ②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当

(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)

- (1)  有・無  
 (2) 具体的内容  
 ・少子化社会対策要綱（平成16年6月4日閣議決定）  
 ・「子ども・子育て応援プラン」（平成16年2月24日少子化社会対策会議決定）  
 ・新しい少子化対策について（平成18年6月20日少子化社会対策会議決定）  
 ・「放課後子どもプラン」（平成19年度）  
 ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月少子化社会対策会議決定）  
 ・「新待機児童ゼロ作戦」（平成20年2月27日）  
 ・「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン」（平成20年7月29日）  
 ・社会保障国民会議最終報告（平成20年11月4日）  
 ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）

## ③審議会の指摘

- (1)  有・無  
 (2) 具体的内容  
 社会保障審議会少子化対策特別部会（平成21年2月24日第1次報告）

## ④研究会の有無

- (1) 有・無  
 (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

## ⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

- (1)  有・無  
 (2) 具体的状況  
 平成19年度重要対象分野として、「子育てサービス」が選定され、具体的な答申課題及びそれに対する対応箇所は下記の通り。

Ⅲ 子育て支援サービス

3 (2) 放課後子どもプラン

「放課後子どもプラン」においては、放課後児童クラブと放課後子ども教室両施策の一体的運用・連携により全小学校区での実施が目指されている。

しかしながら、放課後児童クラブについては、例えば共働き家庭へのサービスについてみた場合、①保育所から放課後児童クラブへの移行時において、また、②放課後児童クラブのサービス対象がおおむね10歳未満となっていることから、小学校4年生になった以降において、継続就業を希望する保護者のニーズがあるものの、サービスを受けることが困難となっている可能性がある。

また、厚生労働省では設置実績を示すにとどまっている。

今後、厚生労働省は、継続就業を希望する保護者のニーズを把握するとともに、両省は、両施策のサービス供給量及びその内容がこれに的確に対応しているかどうかを連携して検証することが求められる。

→本評価書3ページ（波線部分が該当）

⑥会計検査院による指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

⑦その他 特になし

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

該当なし